

**鳥取県告示第497号**

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則（昭和44年鳥取県規則第61号。以下「規則」という。）第2条第1項及び第2項の規定に基づき、漁業近代化資金の利子補給率を次のとおり定め、平成23年9月1日から施行する。

平成8年鳥取県告示第250号（漁業近代化資金の利子補給率について）は、平成23年8月31日限り廃止する。ただし、同日以前に規則第3条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成23年9月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 規則第2条第1項の利子補給率

	利子補給率				
	漁業近代化資金融通法（昭和44年法律第52号。以下「法」という。）第2条第2項第1号から第4号までに掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者（令第5条に規定する団体に限る。）に貸し付ける場合	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者（令第5条に規定する団体に限る。）に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号及び第4号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号から第10号までに掲げる者（同項第10号に掲げる者（同項第10号に掲げる者（同項第10号に掲げる者）にあつては、令第5条に規定する団体を除く。）に貸し付ける場合	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号から第10号までに掲げる者（同項第10号に掲げる者（同項第10号に掲げる者）にあつては、令第5条に規定する団体を除く。）に貸し付ける場合
漁業近代化資金の種類					
1 規則別表第1号の1に掲げる資金	年1.25パーセント	年1.05パーセント	年1.25パーセント	年1.25パーセント	年1.05パーセント
2 規則別表第1号の2に掲げる資金	年1.25パーセント	年1.05パーセント	年1.25パーセント	年1.25パーセント	年1.05パーセント
3 規則別表第2号に掲げる資金	年1.25パーセント	年1.05パーセント	年1.25パーセント	年1.25パーセント	年1.05パーセント

4 規則別表第3号に掲げる資金	年1.25パーセント	年1.05パーセント	年1.25パーセント	年0.4パーセント	年0.4パーセント
5 規則別表第4号に掲げる資金	年1.25パーセント	年1.05パーセント	年1.25パーセント	年0.4パーセント	年0.4パーセント
6 規則別表第5号に掲げる資金	年1.25パーセント	年1.05パーセント	年1.25パーセント	年1.25パーセント	年1.05パーセント
7 規則別表第6号に掲げる資金	年1.25パーセント	年1.05パーセント	年1.25パーセント	年1.25パーセント	年1.05パーセント
8 規則別表第7号に掲げる資金	—	—	年1.25パーセント	年0.4パーセント	年0.4パーセント
9 規則別表第8号に掲げる資金	年1.25パーセント	年1.05パーセント	年1.25パーセント	年0.4パーセント	年0.4パーセント

2 規則第2条第2項の規定により上乗せする率

利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率
規則別表第3号又は第4号に掲げる資金のうち当該資金を借り受けた者の所在地を所管する市町村が年0.7パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.7パーセント